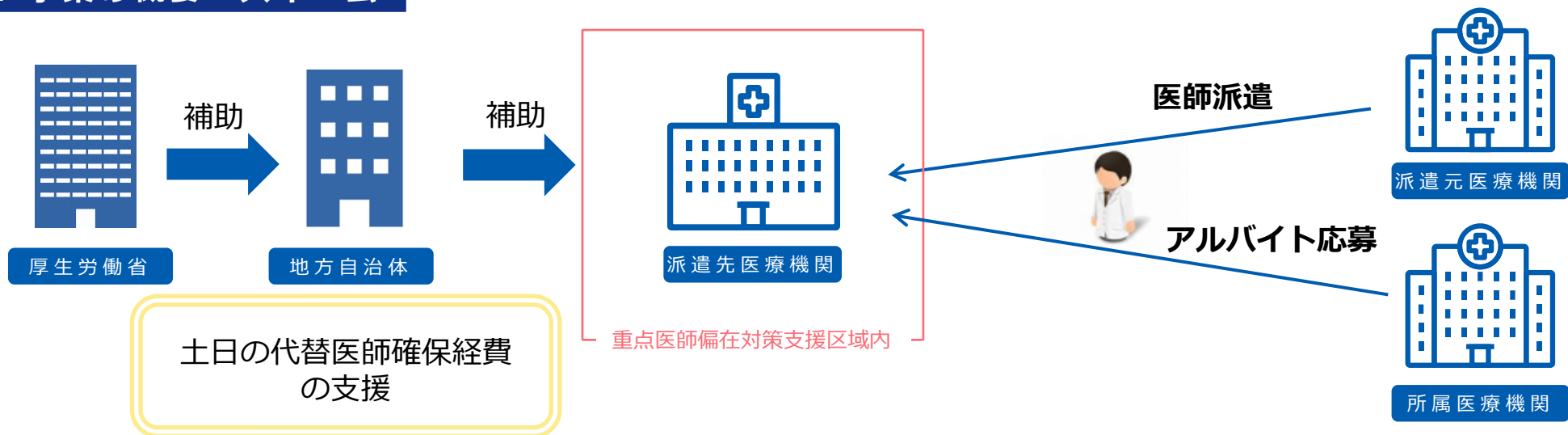


令和8年度当初予算案 5.3億円（一億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：60,000円 × 延日数（日直、宿直数）
 対象経費：土日祝日の代替医師を雇上にかかる経費
 補助率：国1/3 都道府県1/6 事業者（派遣先医療機関）1/2

重点支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための
代替医師確保支援事業について

1. 目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下単に「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、医師の勤務・生活環境の改善のための土日の代替医師確保への支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県が定める支援区域（※）において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関の開設者とする。

※「仙南医療圏」、「大崎・栗原医療圏」、「石巻・登米・気仙沼医療圏」

3. 事業内容

支援区域内の医療機関において、夜間休日診療を行うため、土曜日、日曜日、祝日の代替医師の雇上げに要する費用の支援を行う。

- （１）令和７年度より常勤医の日当直回数が減少した分を対象とする。
- （２）代替医師が医療機関から派遣されている場合において、派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、対象外とする。ただし、不足する特定診療科に限定した代替医師を派遣されている場合は、対象とする。
- （３）１医療機関において、１当直帯あたり１人分のみ対象とする。

4. 補助基準額等

基準額：60,000円 × 延日数（日直、宿直数）

対象経費：土日祝日の代替医師を雇上にかかる経費

補助率：国 1/3 都道府県 1/6 事業者（派遣先医療機関） 1/2